

山形市高齢者保健福祉計画

(第8期介護保険事業計画)

概要

令和3年度～令和5年度

地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの確立

～ 自らの能力を活かしながら、住み慣れた地域でともに支え合い
健やかに生きがいを持って暮らせるまちづくり ～

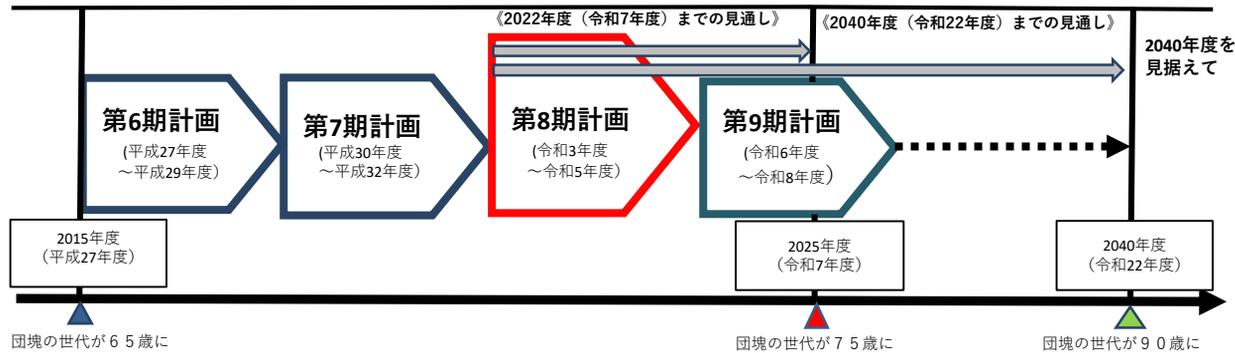


令和3年3月
山形市

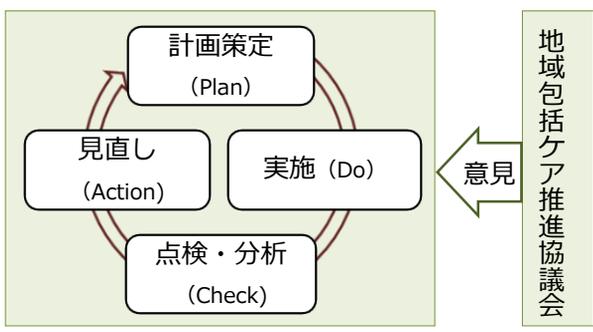
第1 計画について

1. 計画策定の趣旨、位置づけ

- 本計画は、2025年や2040年を見据え、これまで深化・推進してきた「地域包括ケアシステム」を確立することにより、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができ、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指すものです。



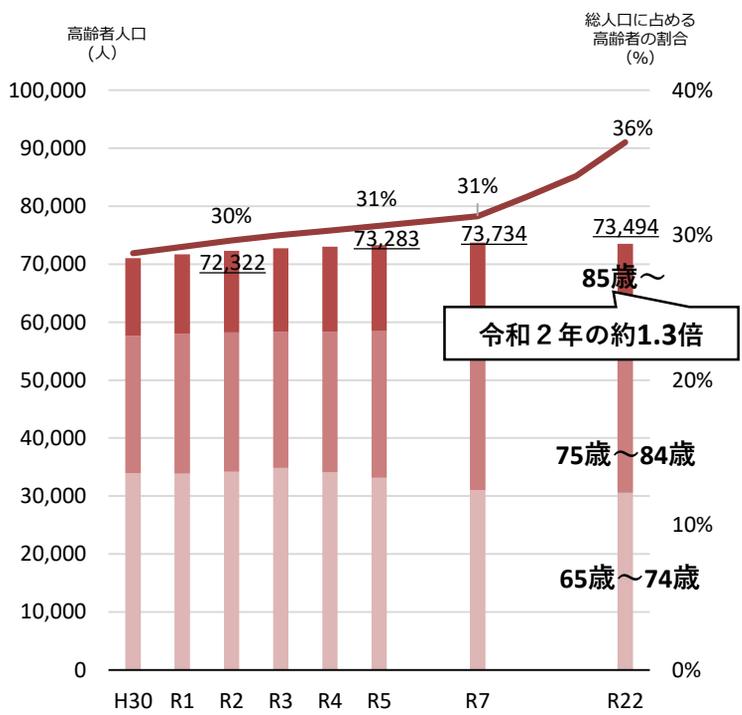
- 本計画の進捗状況は、毎年度、計画の目標や保険者機能強化推進交付金等の評価結果等を活用しながら、点検・分析を行います。また、地域包括ケア推進協議会に報告して意見を伺い、評価します。
評価結果に基づき、取組を適宜見直し、計画を適切に進められるよう進行管理を行います。



2. 今後の高齢化の状況（推計）

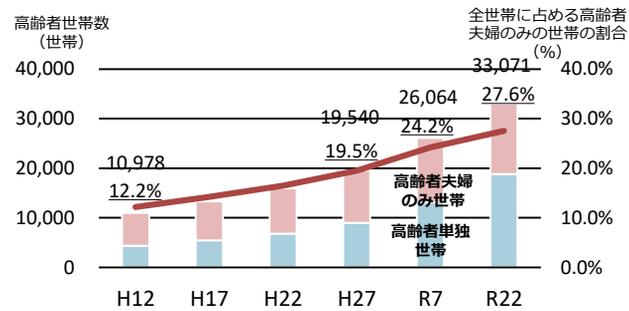
高齢者数の推移

高齢化は更に進展
令和22年には、
85歳以上人口が令和2年の約1.3倍に



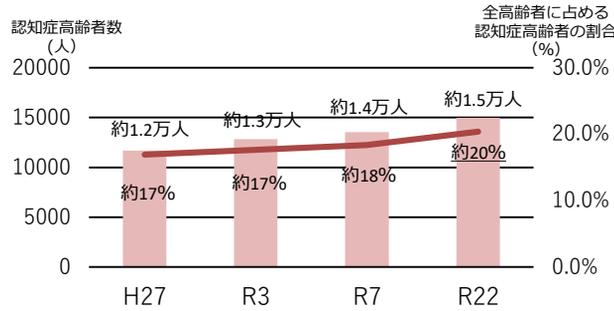
世帯構造の変化

令和22年には、
高齢者のみ世帯が全世帯の約28%に



認知症高齢者の推移

令和22年には、
認知症高齢者が全高齢者の約20%に



第2 計画の概要

1. 基本理念

地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの確立

～ 自らの能力を活かしながら、住み慣れた地域でともに支え合い、
健やかに生きがいを持って暮らせるまちづくり ～

2. ビジョン

《計画全体のビジョン》

《健やかに生きがいを持って生活するためのビジョン》

(大目標)

高齢者が自らの能力を活かしながら、住み慣れた地域で支え合い、いきいきとした暮らしができています



(中目標)

視点Ⅰ：社会参加

高齢者が社会の中で役割を持って活動的に暮らしている



(中目標)

視点Ⅱ：介護予防、生活支援

高齢者が住み慣れた地域の中でいきいきと暮らしている



《介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活するためのビジョン》

(大目標)

要介護者が住み慣れた地域で安心して自らの意思で望む暮らしができています



(中目標)

視点Ⅰ：本人の在宅生活の継続性の確保

住み慣れた地域で安心して自らの意思で望む暮らしができています

(中目標)

視点Ⅱ：家族等介護者の就労の継続

支え合いながら安心して介護ができて仕事も続けられている



(中目標)

視点Ⅲ：サービス提供体制

必要なサービスが確保できています

要介護認定を受けずに健康に生活している者の割合（84.1%）を維持・増加

※年齢階級・性別による調整後

《介護現場の革新に関するビジョン》

(大目標)

介護職に魅力が感じられ、職員が誇りを持って仕事ができる環境をつくる



(中目標)

介護人材一人一人が、誇りを持ってクリエイティブな仕事だと思っている

(中目標)

働きやすい環境で、多様な介護人材がそれぞれの立場・役割を持ち「チームケア」が実践されている



《リハビリテーションサービス提供体制に関するビジョン》

(ビジョン)

利用者及び医療・介護関係者が自立支援の意識を持ち、利用者が主体的に状況に応じた適切なリハビリテーションを積極的にしながら、住み慣れた地域で自らの意思で望む暮らしができています



(供給面のビジョン)

- ① 利用者の自立支援に向けた適切なリハビリテーションが提供されるよう、医療・介護関係者間の理解促進を図るとともに、ケアマネジャーを中心に関係するサービス関係者間の連携を強化する
- ② リハビリテーションの提供体制を確保するため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保・育成を支援する

(需要面のビジョン)

必要な方がリハビリテーションを利用できるよう、利用者、その家族に対する普及啓発を強化する



2025年度まで山形市内の介護サービス事業所・施設の職員を1,600人増加

訪問リハビリテーション利用率を0.7%

3. サービス提供体制の構築方針等

以下のサービス提供体制の構築に関する基本的な考え方をもとに、介護サービスの整備・管理等の具体的な取組を進めます。

また、本計画の取組の効果を認定者数とサービス見込量に反映します。

健やかに生きがいを持って生活するためのビジョン

① 介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護予防・生活支援サービス事業について、元気あっぷ教室の利用を促進するとともに、利用後に地域の居場所につなげていくための取組が必要です。
- 一般介護予防事業について、通いの場に参加している方は、参加していない方よりもリスク出現率が低いことから、立ち上げや継続への支援、リハビリテーション専門職の派遣等により、通いの場を充実していくための取組が必要です。

施策の効果を認定者数等に反映

通いの場の参加者数が増加する（身体機能の低下等のリスクに該当する者が減少する）。自然体推計で算定された認定者数・事業対象者数から、26人（令和3年度）、52人（令和4年度）、78人（令和5年度）を減少させる。

介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活するためのビジョン

① 居宅サービス

- 在宅生活を支えるため、介護保険の訪問系サービスの提供体制を整備することが必要です。特に、夜間・早朝の対応が可能な訪問系サービスの提供体制を整備することが必要です。
- 訪問系サービスについては、医療・介護関係者の理解を促進するとともに、事業所による継続的なサービス提供を確保していくことが必要です。

② 施設・居住系サービス

- 施設・居住系サービスについて、介護離職ゼロ、山形県保健医療計画（地域医療構想）に基づく病床との機能分化による追加的需要、在宅生活の継続、要介護認定者の居場所となっている高齢者向け住まいの設置状況を踏まえた整備が必要です。

③ 医療ニーズに対するサービス

- 病院からの入所が多い施設・居住系サービスの入所者に対して質の高い医療的ケアを行うため、介護従事者等の対応力の強化やかかりつけ医等の医療関係者との連携が必要です。
- また、医療・介護関係者のチームによる質の高い医療的ケアが提供されるよう、在宅医療・介護連携に向けた取組をより一層推進することが必要です。

④ 在宅生活を支える生活支援サービス

- 介護保険サービスのほか、ボランティアや民間企業等により、包括的な生活支援サービスが提供されるよう、補助を含む様々な支援を進めていくことが必要です。また、インフォーマルサービス等の創出と見える化、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上が必要です。

⑤ 介護現場の革新

- 介護人材について、職種ごとの実態や課題を明らかにした上で、人材確保や定着に向けた取組を進めることが必要です。
また、多様な人材の役割分担を通じたチームによる質の高い介護を実現するため、業務改善やICTやロボットの活用等による生産性向上に向けた取組が必要です。

⑥ リハビリテーションサービス提供体制

- 山形市の実情に応じたリハビリテーションサービスの整備が進められるよう、専門職の確保等の取組や、医療・介護関係者の理解促進や連携強化のための取組が必要です。

施策の効果をサービス見込量に反映

在宅生活が困難な方の在宅生活が可能となる。自然体推計で算定された施設・居住系サービスの見込量から、57人（令和3年度）、114人（令和4年度）、171人（令和5年度）を減少させ、その分、居宅サービスの見込量から増加させる。

第3 具体的な取組

I 地域包括ケアシステムの確立

1. 地域包括支援センターによる支援体制の強化

(1) 地域包括支援センターの体制強化

- 地域包括ケアシステムの要として中核的な役割を担う地域包括支援センターについて、専門職を中心とした「チームアプローチ」で効果的かつ効率的に対応できるよう、専門職配置を基本にするとともに、事務職配置を行います。

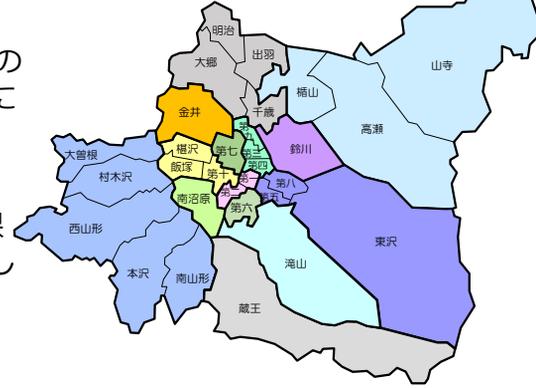
<日常生活圏域（令和3年度～）>

(2) 地域ケア会議の強化・充実

- 高齢者の自立に向けた助言を行う自立支援型地域ケア会議の検討事例数を増やします。また、地域ケア会議の役割を明確にし、有機的につなげていくことで会議の実効性を確保します。

(3) 包括的な支援体制の構築

- 8050世帯、ダブルケア等の複合化・複雑化した地域課題に対応するため、「我が事・丸ごと」の取組を基盤とした多機関協働による包括的な支援体制を構築します。



2. 介護予防・生活支援・地域づくりの推進

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- 自立支援や介護予防・重度化防止を推進するため、以下の事業を実施します。

① 介護予防・生活支援サービス事業(事業対象者※、要支援者等が対象)

※「事業対象者」とは、基本チェックリストにより支援が必要と認められる方です。

通所型サービス	従前相当	日常生活支援、レクリエーション、機能訓練等
	A（基準緩和）	簡単な体操、レクリエーション、交流等
	B（住民主体）	地域支え合いボランティア活動による高齢者の居場所づくり
	C（元気あつが教室）	運動機能の向上に向け、リハビリテーション専門職が短期集中で支援※自宅生活を意識した訪問支援も行う。
訪問型サービス	従前相当	ホームヘルパーによる身体介護や生活援助
	A（基準緩和）	一定の研修を受けた者による生活援助
	B（住民主体）	地域支え合いボランティア活動による生活支援
	C（おいしく栄養あつが訪問）	栄養状態や生活行為の改善のため、管理栄養士等が自宅に訪問
	D	地域支え合いボランティア活動による移動支援

通所型サービスの利用は、皆様の地域活動が継続できるよう、元気あつが教室（短期集中の運動機能向上プログラム）からの利用を基本としています（認知機能等でグループ訓練が困難な場合や医師から運動を制限されている場合を除きます）。

② 一般介護予防事業（全ての高齢者が対象）

- ・ 専門職の派遣等により、住民主体の通いの場の立ち上げ・継続のための支援を行います。
- ・ 地区ごとのリスクの出現状況やニーズに応じた介護予防教室を開催します。

(2) 生活支援体制整備事業の推進

- 生活支援コーディネーターの活動や住民や地域関係者等による協議会の開催等を通じて、地域ニーズや各種資源を的確に把握し、資源の創出、担い手養成、活動へのマッチングを進めます。

(3) ケアマネジメントの質の向上とインフォーマルサービスの充実

- 山形市の基本方針に基づき、リハビリテーションサービスやインフォーマルサービスを活用した効果的なケアマネジメントに関する普及啓発を進めます。

(4) 社会参加・健康づくりの推進

- 高齢者の就労支援、老人クラブ活動の促進、老人福祉センターの効果的な活用、SUKSKの情報発信を進めます。

(5) 介護者支援

- 紙おむつの支給、介護者同士の交流激励会の提供、激励金の支給を継続するほか、労働局や商工会議所と連携し、企業の介護に対する理解促進を図ります。

3. 医療と介護の連携推進

市医師会に設置した在宅医療・介護連携室「ポピー」を中心に、山形県や村山保健所と連携しながら、在宅医療・介護連携のための取組をさらに推進します。

(1) 在宅医療・介護連携推進事業の推進

- 在宅医療サービス情報検索システム等を活用し、地域住民や医療・介護関係者に対し、地域の医療・介護の資源を発信します。
- 市医師会等と連携しながら、地域の医療・介護関係者との連携を強化し、切れ目のない在宅医療と在宅介護が提供される体制の構築を進めます。
- 在宅療養や人生会議（ACP）に関する住民・支援者向けのフォーラムや出前講座を開催します。
- 在宅療養に関わる支援者間の円滑な情報共有を図るため、好事例の紹介等を通じて、ポピーねっとやまがた、入退院支援フロー・手引きの活用を促進します。
- 研修や出張勉強会を通じて、本人の意思を尊重した多職種によるチーム支援を推進するとともに、看取り、認知症、感染症や災害時対応を含む様々な局面における連携につなげていきます。

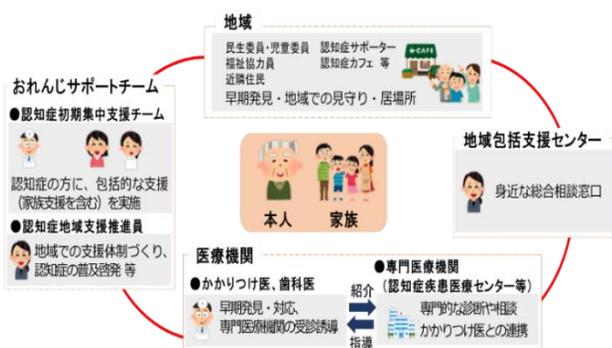
ポピーのホームページはこちらです。



4. 認知症施策の推進

- 「認知症にやさしい地域づくり」を目指し、おれんじサポートチームを中心に、「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症施策を総合的に推進していきます。
- ・ 認知症初期集中支援チーム：
専門医の受診や介護サービス利用の支援、家族の相談助言
- ・ 認知症地域支援推進員：
認知症の正しい理解の普及啓発や居場所づくりの支援、ネットワークづくり

<認知症の方への支援（イメージ）>



(1) 普及啓発・本人発信支援

- 地域関係者、民間企業の従業者、学生等の認知症サポーターの養成と活動支援を進めます。
- 認知症サポートブック（認知症ケアパス）や広報やまがた等を活用しながら、相談窓口等の様々な情報を効果的に周知します。
- 本人の想いや希望の声の発信、本人同士が語り合う「本人ミーティング」を開催します。

<認知症サポーターカード>



(2) 予防

- 通いの場、認知症カフェ、いきいきサロン等の居場所づくりを進めるとともに、おれんじサポートチーム等の専門職により、日頃からできる認知症予防に資するトレーニングの周知や健康相談等を行います。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- 早期発見・早期対応に向けて、サポートブックを活用し、医療・介護関係者、地域関係者、民間企業の理解促進やそれぞれの役割に応じた対応力の向上を進めます。
- 地域ケア会議、地域包括支援センターネットワーク連絡会、地域福祉推進会議、認知症カフェ等の機会を通じて、地域における関係機関のネットワークを構築します。
- 「認知症カフェ」等の居場所づくりを支援します。

(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- 「チームオレンジ」の構築に向けて、認知症サポーターを対象とする「ステップアップ講座」を開催します。
- 地域の見守り体制や検索ネットワークを構築するとともに、民間企業を含む様々な関係者に対して、認知症に関する周知啓発を進めます。

5. 介護現場の革新

山形市介護人材確保推進協議会において、毎年度、取組の状況进行评估し、より効果的な取組を検討するなど、P D C Aサイクルに沿った取組を推進します。

(1) 介護人材の確保・定着

- 「介護の魅力発信フェスティバル」や「KAIgO PRiDE」の取組を通じて、若年者から高齢者まで幅広い世代に対して介護の魅力を発信し、介護現場のイメージを刷新します。
- 外国人介護人材の受入環境を整備するため、日本語教育に対する支援の仕組みを設けるとともに、住まいの確保に向けて、居住支援協議会の組織化を検討します。
- やまがた生涯現役促進地域連携事業協議会等と連携し、入門的研修の実施や就労マッチングなど、高齢者の雇用促進に向けた取組を進めます。
- 学校と連携し、生徒及び保護者・教職員に対して、認知症サポーター養成講座等を開催し、介護に対する理解を促進する取組を進めます。
- 山形県福祉人材センターと連携し、有資格者の届出制度の周知を進めるとともに、全国老人福祉施設協議会が進める復職支援プログラムの活用を検討します。
- ハラスメント対策について、好事例集を作成するとともに、研修等を実施します。

<介護職員ポर्टレート展示会>
(KAIgO PRiDEの取組)



(2) 生産性の向上による業務の効率化・質の向上

- 国の生産性向上ガイドラインを活用したモデル事業を実施し、好事例集を作成するとともに、ロボット・ICTの導入を支援します。
- 介護分野における文書負担に係る負担軽減を進めます。
- 小規模法人が連携した地域貢献活動、人材の確保・定着、災害対策等の取組を支援します。

6. 介護サービスの基盤整備と高齢者向け住まいの確保

(1) 介護サービス・高齢者向け住まいの整備・管理等

- 施設サービスを整備し、以下のとおり、サービス提供を開始します。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
内容	-	特別養護老人ホーム 20床程度 特定施設入居者生活介護 170床程度	特別養護老人ホーム 10床 認知症対応型共同生活介護 18床

※ 特別養護老人ホームについては、ショートステイからの転換により整備します。

- 公募制により、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を1事業所整備します。
- 通所介護・地域密着型通所介護・総合事業通所型サービス（従前相当）は、利用見込みに対して定員数が多いため、新規の指定を行いません。
- 小規模多機能型居宅介護は全国平均と比較して多い状況ですが、日常生活圏域で整備状況に偏りがあるため、1圏域当たり3事業所となるまで新規の指定を行います。
- 高齢者の希望や状況に応じた居住支援が図られるよう、居住支援協議会の組織化等を検討します。

(2) 介護サービス・高齢者向け住まいの質の向上

- 介護サービス事業者に対し、定期的な実地指導等を適切に行います。
- 高齢者向け住まいについては定期又は随時の検査を行うとともに、介護保険の外部サービスの利用状況を確認し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた適正なサービス利用となるよう取組を強化します。
- 喀痰吸引等の医療的ケアに関する研修、認定看護師や専門看護師による研修等が効果的に活用されるよう周知するとともに、介護事業所等と病院等との連携が進むよう支援します。
- 介護サービス相談員派遣事業を引き続き実施するとともに、有料老人ホームを訪問先に追加するために必要な体制整備等に取り組みます。

1. 要介護認定体制の確保

(1) 認定調査

- 区分変更申請について、居宅介護支援事業所等への委託を拡充します。

(2) 介護認定審査会

- 感染症拡大時においても安定的に開催できるよう、ICTを活用したリモート会議の実施体制を整備します。

(3) 認定についての相談体制

- 要介護認定申請に係る手続きについては、電子申請ができる体制を整えます。

2. 介護給付の適正化

介護給付適正化計画の事業内容及びその実施方法に位置づけ、適正化事業を推進します。

(1) 国の主要5事業の推進

① 要介護認定の適正化

- 認定調査結果の全件チェックを行うほか、検証調査や同席調査を実施し、調査員への調査内容の確認や指導を行います。

② ケアプランの点検

- 調査及び点検を通して、介護支援専門員に対し、改善すべき事項の伝達や評価等を行います。

③ 住宅改修等の点検

- 住宅改修の工事見積りの点検及び訪問調査、福祉用具購入・貸与の訪問調査を行うとともに、地域ケア会議を活用し、受給者の自立支援に資する利用を進めます。

④ 縦覧点検・医療情報との突合

- 点検及び突合結果を確認し、過誤調整処理を山形県国民健康保険団体連合会に依頼し、適正な給付を図ります。

⑤ 介護給付費通知

- 適正な請求に向けた理解を深められるよう、毎年度、事業者からの介護報酬請求及び費用の給付状況等を受給者に通知します。

(2) 山形県国民健康保険団体連合会との連携

- 適正化システムの活用などの連携を図るとともに、研修等に積極的に参加します。

(3) 適正化事業の推進方策の拡充

- 苦情・告発等により提供された情報等に基づき、指導や不正請求等に対する監査を実施するとともに、不適切なサービス提供、介護報酬不正請求等の情報等を適切に把握、分析し、指導監督を実施します。

(4) 計画的な取組の推進

- 事業実施後の検証に基づく評価・見直しを行うなど、PDCAを取り入れた取組とします。

3. 保険料の公平化

(1) 負担能力に応じた所得段階別保険料

- 第1号被保険者の保険料は、所得段階別に設定するとともに、第1段階から第3段階までの保険料について、消費税を財源とした公費の投入による負担軽減を行います。

(2) 納付指導

- 未納による給付制限を防止するため、広報等による制度の理解や納付の必要性について更なる周知を図り、65歳到達者等の普通徴収期間分の納付を促します。

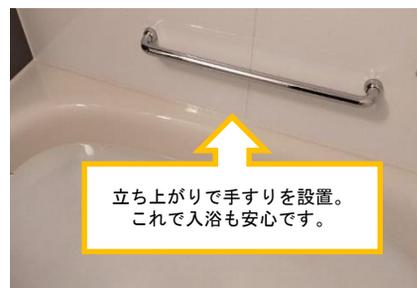
4. 利用者負担の公平化

- 高額サービス費等の支給及び特定入所者介護サービス費の支給について、令和3年8月から制度が変更されることから、該当する受給者に丁寧に説明していきます。

5. 利用者負担の軽減

- 利用者負担軽減制度の周知及び利用促進について、生活困窮を理由に必要なサービス利用が制限されないよう、より一層取組を強めます。

<住宅改修の例>

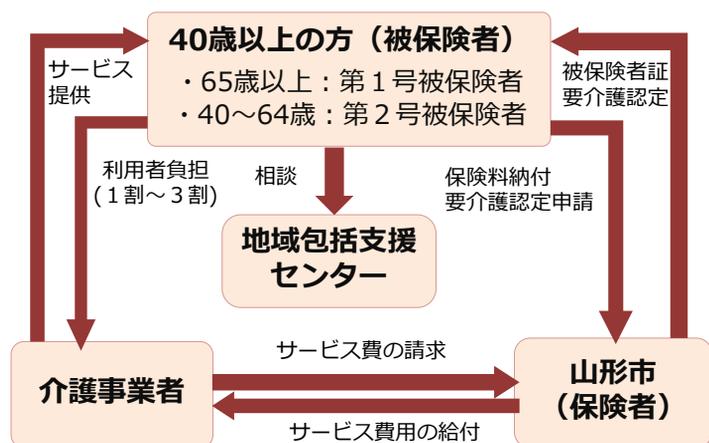


第4 介護保険制度と保険料

1. 介護保険制度の概要

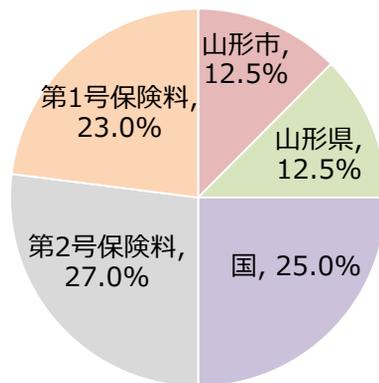
- 介護保険制度は、40歳以上の方が被保険者として保険料を納め、介護が必要になったときに介護サービスを利用する制度です。制度の運営主体（保険者）は山形市です。

■ 介護保険制度のしくみ



■ 介護保険制度の財源

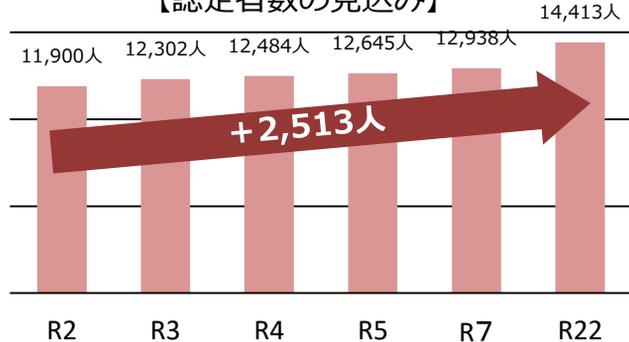
【介護サービスの財源（居宅サービス）】



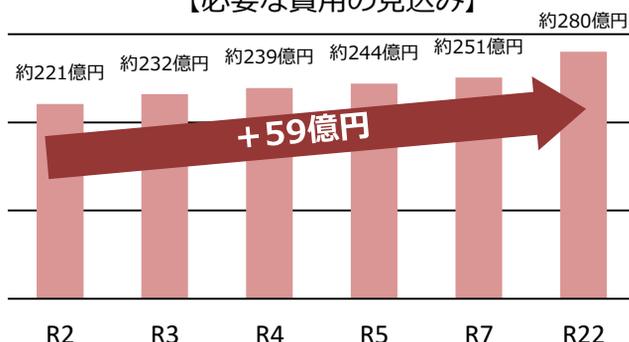
2. 認定者と費用の見込み

- 高齢者（特に85歳以上）の増加に伴って、介護を必要とする要介護（要支援）認定者数や介護保険事業に必要な費用は増加していく見込みです。

【認定者数の見込み】



【必要な費用の見込み】



3. 所得段階別保険料

- 第1号被保険者の保険料は、低所得者に配慮し、負担能力に応じた負担を求める観点から、所得や世帯の課税状況に応じて所得段階別に設定します。
- 山形市は、低所得者へ配慮するため、第1段階から第3段階の保険料の軽減を継続するとともに、第4段階における基準額に対する割合をこれまでの0.9から0.85に引き下げ、保険料を軽減します。
- 第7段階から第8段階を区分する基準所得金額を国の基準に合わせて見直すとともに、負担能力に応じた保険料の設定を行うため、第9段階を3つに細分化し、第10段階及び第11段階を新たに設定します。
各段階区分の介護保険料は、次ページのとおりとなります。

第4 介護保険制度と保険料

4. 保険料の算出

- 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、今後3年間の介護サービス費用をまかなうために算出された「基準額」をもとに、住民税課税状況等に応じて段階的に設定されます。

$$\text{基準額} = \frac{\text{山形市の介護サービス費用のうち65歳以上の方の負担分}}{\text{山形市の65歳以上の方の人数}}$$

基準額 月額 5,800円 (前期比+100円)

■ 第1号被保険者保険料（令和3年度～令和5年度）

段階	対象者	保険料年額	月額換算保険料 (小数点以下切上げ)
第1段階 基準額×0.3 ※	老齢福祉年金を受給している方で、世帯員全員が市民税非課税の方、または生活保護を受給している方、世帯員全員が市民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の方	20,800円	1,734円
第2段階 基準額×0.5 ※	世帯員全員が市民税非課税の方で、本人の前年中の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	34,800円	2,900円
第3段階 基準額×0.7 ※	世帯員全員が市民税非課税の方で、第1段階、第2段階に該当しない方	48,700円	4,059円
第4段階 基準額×0.85	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税の課税者がいる方で、さらに本人の前年中の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の方	59,100円	4,925円
第5段階 基準額	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税の課税者がいる方で、さらに本人の前年中の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超える方	69,600円	5,800円
第6段階 基準額×1.2	本人が市民税課税の方で、本人の前年中の合計所得金額が120万円未満の方	83,500円	6,959円
第7段階 基準額×1.3	本人が市民税課税の方で、本人の前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	90,400円	7,534円
第8段階 基準額×1.5	本人が市民税課税の方で、本人の前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	104,400円	8,700円
第9段階 基準額×1.7	本人が市民税課税の方で、本人の前年中の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	118,300円	9,859円
第10段階 基準額×1.8	本人が市民税課税の方で、本人の前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	125,200円	10,434円
第11段階 基準額×1.9	本人が市民税課税の方で、本人の前年中の合計所得金額が600万円以上の方	132,200円	11,017円

※ 第1段階から第3段階の保険料については、消費税を財源とした公費による保険料負担軽減が図られています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



この計画の推進により、SDGsのこのゴールの達成に貢献することを目指します